

府民文化部私学・大学課長 様

選挙管理委員会事務局長

未成年者の選挙運動禁止に係る周知徹底について（依頼）

日頃から、選挙の啓発に関して御協力いただき、ありがとうございます。

去る4月19日に、インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、施行日（平成25年5月26日）以後初めて公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以降に公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されることになりました。この改正により、候補者及び政党等に加え、一般有権者においても、インターネット等を利用する方法（一般有権者については電子メールを利用する方法を除く。）により選挙運動ができるようになります。

一方、未成年者（年齢満20歳未満の者）については、従来から、公職選挙法第137条の2の規定により、同法に定められた国政選挙・地方選挙に係る選挙運動をすることが禁止されており、この点は、このたびの改正でも変更されておられません。

昨今、未成年者のインターネット利用が相当程度普及していると考えられることを踏まえると、未成年者による選挙運動の禁止について、一層周知徹底を図る必要があるものと考えております。

こうした状況から、総務省において、未成年者の選挙運動禁止に係るチラシの作成やインターネットを含む各種広告媒体の利用等により国民への周知啓発活動が行われており、当委員会においても、ホームページへの掲載や市区町村選挙管理委員会への通知などにより、その周知を図っているところです。

つきましては、貴部局におきましても、所管する私立小・中・高等学校、専修学校、各種学校及び公立大学法人大阪府立大学に対して別添チラシを送付するなど、その周知等につき格別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、本件につきまして、総務省が文部科学省に対し、別添写しのとおり協力依頼を行っておりますので、申し添えます。また、別添チラシにつきましては、大阪府選挙管理委員会のホームページの「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」

<http://www.pref.osaka.jp/senkan/netsenkyo/index.html>）にもPDFファイルにて掲載していますので、御活用いただければと存じます。

（参考）公職選挙法（抄）

（未成年者の選挙運動の禁止）

第百三十七条の二 年齢満二十年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満二十年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。但し、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

担 当：選挙管理委員会事務局 加藤

内 線：2 2 1 8

M a i l：shichoson-g27@sbox.pref.osaka.lg.jp